

災害時の拠点等となる医療施設、社会福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉施設等)の給水設備や非常用自家発電装置の整備(医療施設)

① 施策の目的

災害により長期の断水や停電が発生しても病院の診療機能を維持するために必要な水や電気を確保できるよう、給水設備や非常用自家発電設備の整備を図ることを目的とする。

② 施策の概要

災害発生時において、診療機能を3日程度維持することが必要な医療施設の給水設備や非常用自家発電設備の増設等に必要な費用の一部補助を行うもの。

③ 施策の具体的内容

【事業内容】 受水槽、地下水利用のための設備、非常用自家発電装置等の整備に必要な費用の一部を補助する。

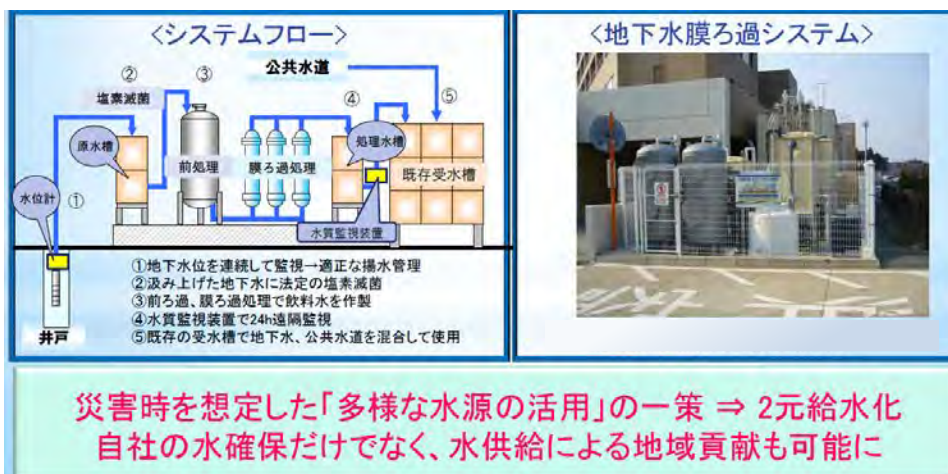
【補助対象】 へき地医療拠点病院、へき地診療所(病床を有する診療所に限る)、災害拠点精神科病院

【調整率】 0.33

(受水槽)



(地下水利用のための設備)



(非常用自家発電装置)



① 施策の目的

災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する介護施設の非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進し、利用者の安全・安心を確保する。

② 施策の概要

令和元年台風第15号・第19号等に伴う停電・断水によりライフラインが長期間にわたって途絶した際の施設機能の維持に課題を残したことを踏まえ、介護施設に対して、長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援する。

③ 施策の具体的内容（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のメニュー）

■補助内容

長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、受水槽・地下水利用給水設備の整備に必要な費用の補助を行う。

■補助対象施設

福祉避難所の指定を受けた、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院

■補助率 国1/2、地方自治体1/4、事業者1/4

■補助上限額 設定なし

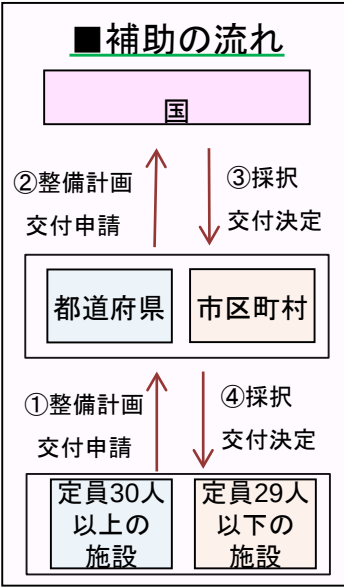
※ 定員30人以上の広域型施設に関しては、総事業費500万円以上の整備に限る（非常用自家発電設備の燃料タンクを除く）

※ 定員29人以下の地域密着型・小規模型施設の非常用自家発電設備は、定額補助

■補助実施主体

定員30人以上の広域型施設は都道府県（指定都市・中核市を含む）

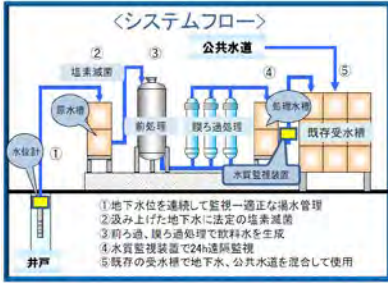
定員29人以下の地域密着型・小規模型施設は市区町村（指定都市・中核市を含む）



（非常用自家発電設備）



（受水槽）



設置例

災害時を想定した「多様な水源の活用」の一策 ⇒ 2元給水化 自施設の水確保だけでなく、水供給による地域貢献も可能に

（地下水利用のための設備）

① 施策の目的

橋梁損傷等による通行止めの防止のため、橋梁等の老朽化対策を実施。

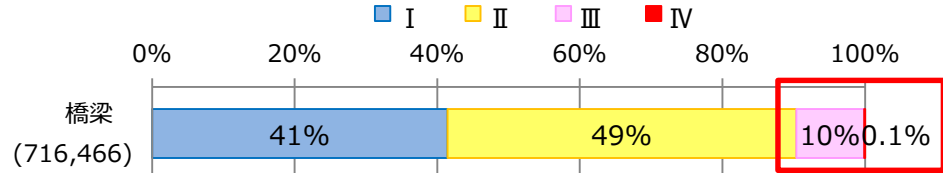
② 施策の概要

H30までの定期点検により対策が必要と判明したもののうち、修繕に着手した割合は、地方公共団体でわずか20%。
地域の経済や緊急時の救急救命等を支える、重要物流道路や緊急輸送道路等地域の防災上重要な路線において橋梁等の老朽化対策を実施。

③ 施策の具体的内容

道路橋の点検・修繕の状況

○点検結果



Ⅲ（早期措置段階）：構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ（緊急措置段階）：構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
※（ ）内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数（平成30年度末時点で診断中の施設を除く）
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※判定区分Ⅲである道路橋や部材については次回定期点検までに措置を講ずべき（定期点検要領（技術的助言））。

○判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁における修繕着手・完了率

管理者	修繕が必要な施設数	修繕着手済み施設数	修繕未着手施設数	
			うち完了	
国土交通省	3,427	1,811 (53%)	617 (18%)	1,616 (47%)
高速道路会社	2,647	846 (32%)	457 (17%)	1,801 (68%)
地方公共団体	62,977	12,700 (20%)	7,430 (12%)	50,277 (80%)
合計	69,051	15,357 (22%)	8,504 (12%)	53,694 (78%)

損傷の事例



支承腐食(判定区分Ⅲ)



床版鉄筋露出(判定区分Ⅳ)

1980年代の「荒廃するアメリカ」

○日本よりも老朽化が先行するアメリカにおいて
1982年9月の新学期には、全米で50万人もの学童が重量制限のある橋をバスで渡ることができず、迂回路を通るか、バスを降りて歩いて橋を渡らざるを得なかった。

ペンシルバニア州

スクールバスを降りて橋を渡る生徒達 (ペンシルバニア州)
出典：TIME(1981年4月27号)

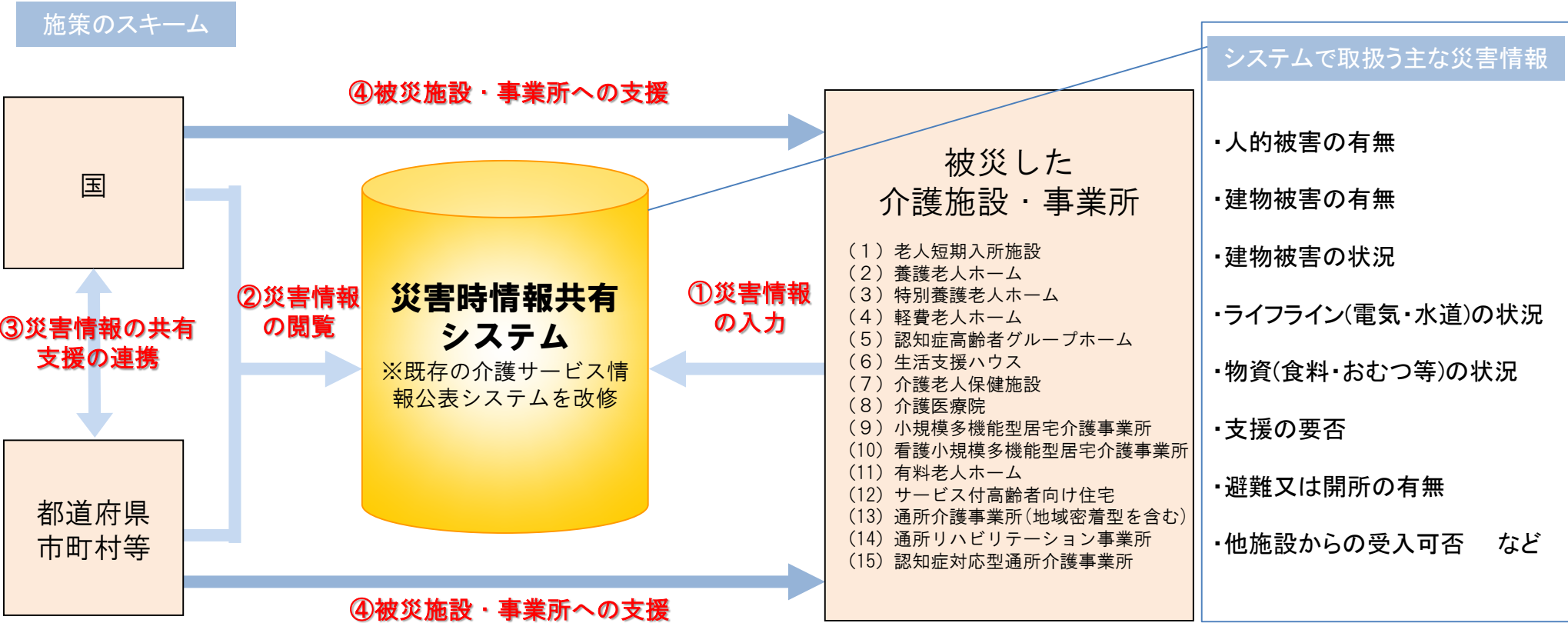
① 施策の目的

介護施設・事業所における災害時の被害状況の把握や連絡事項等の情報共有の迅速化・簡素化のためのシステムを整備し、被災施設・事業所への迅速かつ適切な支援につなげる。

② 施策の概要

災害時に、介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で共有し、被災施設・事業所への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の介護に関わる各種情報を集約するシステムを構築するために必要な費用の補助を行う。

③ 施策の具体的内容



※なお、障害者支援施設・児童福祉施設等へも同様の支援を行う

① 施策の目的

中小企業・小規模事業者等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓・生産性向上の取組、中小企業等のITの導入などを支援する。

② 施策の概要

中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要。このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業(仮称)」を創設し、中小企業の実業性向上への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施する。

また、当該事業を通じて、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援を行う。

③ 施策の具体的内容

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援(補助額:100~1,000万円、補助率:中小1/2 小規模2/3)。

●小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援(補助額:~50万円、補助率:2/3)。

●サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援(補助額:30~450万円、補助率:1/2)。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の実業性事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信を実施。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の実業性拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供。



① 施策の目的

喫緊の課題である事業承継問題を解決するため、10年程度の事業承継の集中実施期間の中で、事業承継ニーズを掘り起こす。また、承継後に行う設備投資等の新たな取組を支援するとともに、後継者不在の中小企業の後継者教育の型を明らかにする。

② 施策の概要

- (1) 経営者保証解除に向けた専門家による支援
経営者コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の要件充足状況を確認し、必要に応じて専門家を派遣し金融機関との目線合わせを支援する。
- (2) プッシュ型事業承継支援高度化事業
事業承継診断で掘り起こされた事業承継ニーズに対して、事業承継計画策定や専門家派遣等を実施し、事業承継を後押しする。
- (3) 事業承継補助金
M&A等を通じた事業承継に伴い経営革新等に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大等に必要な経費を支援。また、新規事業への参入や業態転換等を行う場合には重点的に支援を行い、「ベンチャー型事業承継」を後押しする。
- (4) 承継トライアル実証事業
後継者不在の中小企業の後継者教育について、有効な内容や型を明らかにし、標準化を進め、円滑な第三者承継の実現につなげる。

③ 施策の具体的内容

